

習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の運営事業者に対し、保育士の宿舎を借り上げる費用の一部を支援することによって、保育士の雇用確保、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、習志野市補助金等交付規則（平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは、本市内に所在する国及び地方公共団体以外の者が運営する次に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる保育所等の運営事業者は、本市内で保育所等を運営し、次条に規定する補助対象保育士を雇用するとともに、第5条に規定する補助対象施設を借り上げ、これに当該保育士を居住させている事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象保育士の要件)

第4条 補助対象保育士は、補助事業者の運営する保育所等に勤務し、かつ第5条に規定する補助対象施設に入居している保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 平成29年4月1日以降に雇用された常勤保育士（1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務する者をいう）であること。

(2) 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの者であること。ただし、本市が、次のいずれかに該当した場合の対象者は、保育所等に採用された日から起算して5年以内の者とする。

ア 前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が全国平均を超えていない職業安定所が管轄する区域に所在し、かつ、事業を実施する年度及び前年度の4月1日時点における待機児童数が50人未満であること。

イ 前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計による保育士の有効求人倍率が全国平均を超えていない職業安定所が管轄する区域に所在し、かつ、事業を実施する前年度の4月1日時点における待機児童数が50人未満となった上で、事業を実施する年度の4月1日時点における待機児童数が50人以上であること。

(3) 本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。

(4) 平成24年度以前に補助事業者が借り上げる宿舎に入居していないこと。

（補助対象施設の要件）

第5条 補助対象施設は、補助事業者が補助対象保育士の宿舎として借り上げ、補助対象保育士が現に居住している所在する宿舎とする。ただし、補助事業者又は補助事業者の利害関係者が所有する宿舎は除く。

（補助対象経費）

第6条 補助対象施設に係る当該年度における費用で、賃借料（補助対象保育士が居住している期間に係るものに限る。）、共益費又は管理費、礼金及び更新料（以下「賃借料等」という。）。

2 その他市長が補助対象施設の借り上げのために必要と認める経費

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、別表2に定める基準額と第6条に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

2 前項により、選定された額に別表2に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

3 前項の交付額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

4 補助事業者が補助対象保育士から賃借料等の一部を徴収しているときは、当該徴収額を補助対象経費から控除するものとする。

5 補助対象経費のうち補助対象保育士が居住している日数が1月に満たないときは、日割り計算するものとし、日割り計算した額(小数点以下切り捨て)と補助事業者が支払った賃借料等のうち低い額を補助対象経費とする。

6 賃貸借契約時に支払った礼金及び更新料については、契約期間の月数で除して得た額を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。

7 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、毎年5月末日までに、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業内訳書(別記第2号様式)
- (3) 不動産賃貸借契約書の写し
- (4) 入居契約書の写し(補助事業者と補助対象保育士の間におけるもの)
- (5) 補助対象保育士に係る雇用証明書(雇用開始日及び就業場所が記載されているもの)
- (6) 補助対象保育士に係る保育士証の写し
- (7) 補助対象保育士の住民票の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助対象保育士が、年度の途中から補助対象施設に入居するときは、入居した日の月末までに申請するものとし、提出期限以降に申請したときは、申請した日が属する月から補助対象とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項第6号又は第8号に掲げる書類について、入居した日の月末までに発行がされない場合その他のやむを得ない理由により、提出期限までに申請ができないものと認められるときは、当該書類の提出が可能となった日の属する月の末日（当該年度の末日までに限る。）までに申請するものとし、入居した日が属する月から補助対象とする。

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条に掲げる申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合に、交付規則第6条に基づき決定を行い、同規則第8条第1項に基づき、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条に掲げる書類を審査し、適当と認められないときは、交付規則第8条第2項に基づき、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第10条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者は、第8条に係る交付申請の内容を変更するときは、習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に、必要な書類を添えて、速やかに変更申請を行わなければならない。

（変更決定及び通知）

第11条 第9条の規定は、前条に規定する変更申請について準用する。

（事業の廃止又は中止）

第12条 事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議が整ったときは、交付規則第10条に基づき、補助事業等変更・中止・廃止申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了、廃止又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金実績報告書（別記第 4 号様式）に、次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業内訳書
- (2) 住民票の写し
- (3) 給与明細書の写し
- (4) 補助対象経費を支払ったことを証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付規則第 17 条に基づき、補助金等確定通知書により通知するものとする。

(交付の請求)

第 15 条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに交付規則第 19 条に基づき、補助金等交付請求書を市長に提出するものとする。

(交付の特例)

第 16 条 市長は、特に必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、交付規則第 20 条に基づき補助金等概算払・前金払請求書を、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 17 条 市長は、交付規則第 21 条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付規則第 22 条の規定に基づき、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5 年間保管しておかなければならない。

(予算措置)

第 20 条 本事業は、国の補助事業を活用し実施しているため、国の補助事業が縮小、中止又は廃止になった場合は、本事業も縮小、中止又は廃止となる場合がある。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 2 年度の補助金の交付を受けようとする者は、改正後の第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年 7 月末日までに同項各号に規定する書類を提出するものとする。

3 前項の規定による書類の提出に当たっては、この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定により作成された用紙については、この要綱の施行の日以後においても使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

別表 1 (第 7 条)

基準額	補助率	補助事業者負担割合
<p>1人あたり月額 67,000円</p> <p>ただし、令和元年度において 本事業の対象者であって、令和 2年度も引き続き本事業の対象 となった者が、引き続き同一の 宿舎に入居している場合は、月 額 82,000円</p>	<p>4分の3</p> <p>(上限 50,000円。</p> <p>ただし、基準額の欄ただ し書を適用する場合は、 61,000円)</p>	<p>基準額の 4分の1</p>